

官報 号外 平成五年六月四日

○第一百二十六回 衆議院会議録 第三十一号

平成五年六月四日(金曜日)

議事日程 第一十三号

平成五年六月四日
午後一時開議

第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 郵便切手類販売所等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出、参議院送

付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二 郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○鶴井久興君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民生活や社会経済活動の電気通信への依存度が高まる中で、電気通信サービスに障害が生じた場合の影響が著しく増大しているという状況にかんがみ、電気通信システムの信頼性向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加する等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができることとする等所要の改正を行おうとするものであります。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、去る三月二十九日参議院より送付され、同日本委員会に付託となり、また、郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案は、去る五月十四日参議院より送付され、同日本委員会に付託となり、両案は、五月二十六日小泉郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、六月三日質疑を行い、これを終了し、採決の結果、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、郵便切手類販売所等に関する

法律の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、精神保健法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

精神保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 精神保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長浦野然興君。

精神保健法等の一部を改正する法律案及び同報

告書

[本号末尾に掲載]

[浦野然興君登壇]

○浦野然興君 大だいま議題となりました精神保健法等の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、精神障害者の社会復帰の一層の促進を図るとともに、その人権に配慮しつつ適正な医療及び保護を実施するため、精神障害者地域生活援助事業、精神障害者社会復帰促進センター、仮入院等に関する所要の措置を講じようとするものであります。

第一に、医療施設の設置者等は、精神障害者等の社会復帰の促進を図るために、地域住民等の理解と協力を得るように努めること、

第二に、精神障害者の定義を「精神分裂病、中毒性精神病、精神萎弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」とすること、

第三に、都道府県、市町村、社会福祉法人等は、

精神障害者地域生活援助事業を行うことができるところ、

第四に、保護義務者の名称を「保護者」に改めるところ、

第五に、厚生大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練等の研究開発等を行う民法法人を、精神障害者社会復帰促進センターとして指定することができるところ、

第六に、指定都市においては、都道府県が処理することとされている事務等を処理するものとす

ること。

委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

出席議員	坂井 弘一君 岡島 正之君 久野統一郎君 山本 拓君 東 順治君 坂井 弘一君	東 順治君 佐藤 守良君 今枝 敬雄君 松岡 利勝君 野田 実君 田辺 広雄君 山元 勉君 野田 実君 日黒吉之助君 山元 勉君 日黒吉之助君
辞任	野田 実君 日黒吉之助君 山元 勉君 野田 実君	田辺 広雄君 山元 勉君 日黒吉之助君

議院運営委員

補欠

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時一分散会

(議案送付)

一、昨三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は

精神保健法等の一部を改正する法律案

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

通信委員

井上 喜一君 冬柴 鐵三君 佐藤 守良君 坂井 弘一君 冬柴 鐵三君	井上 喜一君 冬柴 鐵三君 坂井 弘一君 井上 喜一君 冬柴 鐵三君
--	--

辞任

今枝 敬雄君 佐藤 守良君 坂井 弘一君 久野統一郎君 山本 正之君	井上 喜一君 冬柴 鐵三君 坂井 弘一君 井上 喜一君 冬柴 鐵三君
--	--

補欠

井上 喜一君 冬柴 鐵三君 坂井 弘一君 久野統一郎君 山本 正之君	井上 喜一君 冬柴 鐵三君 坂井 弘一君 井上 喜一君 冬柴 鐵三君
--	--

官報(号外)

(決議送付)

一、昨三日、櫻内議長から宮澤内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。
地方分権の推進に関する決議

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年二月二十九日

衆議院議長 櫻内 義雄殿
参議院議長 原 文兵衛

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

電気通信基盤充実臨時措置法(平成二年法律第

二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条「高度通信施設」の下に「及び信頼性向上施設」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二条第一項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業」に改め、同条第五項中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業、信頼性向上施設整備事業」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項とし、同条第三項第一号中「(電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信の用に供する次に掲げる施設であつ

て、電気通信システム(電気通信設備の集合体

であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。以下同じ。)の信頼性を著しく高めるためのものをいう。

成されたものをいう。

以下同じ。)の信頼性を著しく高めるためのものをいう。

電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九

年法律第八十六号)第一条第三号に規定する

電気通信役務をいう。)の提供に支障が生じて

いる場合又は生ずるおそれがある場合における

当該支障の速やかな除去又は発生の防止を

行うこととして設けられる電気通信設

備及びこれを設置するための建物その他の工

作物からなる施設

二 専ら電気通信設備である線路(その附属設

備を含む。以下この号において同じ。)を収容

して当該線路の損傷を防止するための施設で

あって、その中における当該線路の保守の作

業が容易であるもの

4 この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をい

う。

第三条第一項中「施設整備事業」を「高度通信施

設整備事業、信頼性向上施設整備事業」に改め、同条第二項第一号中「施設整備事業」を「高度通信施

設整備事業」に改める。

第四条第二項第一号中「施設整備事業」を「高度

通信施設整備事業」に改める。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六条第一号中「施設整備事業」を「高度通信施

設整備事業又は認定計画に係る信頼性向上施設整備事業」に改め、同条第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条中「第二条第四項名号」を「第一条第六項名号」に改める。

第十三条第二号中「施設整備事業」を「高度通信施設整備事業又は信頼性向上施設整備事業」に改める。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 日本開発銀行以外の出資者は、通信・放送機構(次項において「機構」という。)に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、特定通信・放送開発事業

実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第九条第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十

六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第三十二項中「電気通信事業者

が、」の下に「電気通信基盤充実臨時措置法の一

部を改正する法律(平成五年法律第
号)に

よる改正前の」を加え、同条中第三十五項を第三十六項とし、第三十四項を第三十五項とし、第三十三項を第三十四項とし、第三十二項の次に次の二項を加える。

33 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第四項に規定する信頼性向上施設整備事業により電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二条第三項第一号に掲げる電気通信設備又は償却資産である同項第二号に掲げる施設で、政令で定めるもの(電気通信事業法第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供するものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、当該設備又は施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備又は施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

本案は、国民生活や社会経済活動の電気通信への依存度が高まる中で、電気通信サービスに障害が生じた場合の影響が著しく増大しているという状況にかんがみ、電気通信基盤充実事業

に信頼性向上施設整備事業を加える等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的

電気通信基盤充実臨時措置法の目的として、信頼性向上施設の整備を促進する措置を講ずることを追加すること。

2 定義

(1) この法律において「信頼性向上施設」とは、電気通信業の用に供する次に掲げる施設であつて、電気通信システムの信頼性を著しく高めるためのものというものとすること。

(1) 電気通信役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設

(2) 専ら電気通信設備である線路(その附属設備を含む。以下この号において同じ。)を収容して当該線路の損傷を防止するための施設であつて、その中における当該線路の保守の作業が容易であるもの事業をいうものとすること。

3 通信・放送機構の業務の特例

通信・放送機構が、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第二十八条第一項に規定する業務の特例として行う業務に、信頼性向上施設整備事業の実施に必要な資金

を調達するために発行する社債及び当該資金の借入人に係る債務の保証を行うことを追加すること。

4 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(2) その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するため必要な業務を追加する等所要の規定の整備を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認め、原案とのおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成五年六月三日

通信委員長 龍井 久興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律において「信頼性向上施設整備事業」とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいうものとすること。

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 電気通信があらゆる社会経済活動の中核機能を担っている実情にかんがみ、ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性の向上を図るために、関係機関の十分な連携が行われるよう努め

るとともに、高度情報社会に向けた情報通信基盤の将来像についても積極的に対応すること。

一 電気通信事業者に対する各種支援措置の一層の拡充に努めるとともに、そのため必要な資金の確保等に努めること。

当たっては、電気通信事業者の健全な運営と活動を損なうこととならないよう十分に配意すること。

一 情報通信基盤の整備に当たっては、地域の実情等を踏まえ、地域間格差のない均衡のとれた地域の情報化を推進し、活力ある地域社会の構築を図ること。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年五月十四日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

参議院議長 原 文兵衛

正する法律案

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条に見出しつつして「(販売等の契約の解除)」を付し、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同条を第十六条とする。

第五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第十二条に見出しつつして「(簡便切手類)」を付し、同条第十三項に見出しつつして「(販売等の業務取扱いの基準)」を付する。

第十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第二十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第三十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第四十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第五十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第六十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第七十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第八十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第九十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百二十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百三十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十一条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十二条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十三条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十四条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十五条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十六条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十七条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十八条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百四十九条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販売等)」を付する。

第一百五十条に見出しつつして「(郵便切手類の買受け及び販

官報(号外)

3

(第二号、第四号及び第五号を除く)の規定は、郵便切手等海外販売者が第一項に規定する業務を行なう場合について準用する。

(事業所の設置地域)
第十四条 郵便切手等海外販売者がその業務を行う事業所は、郵便切手等海外販売者ごとに郵政大臣の定める地域内に設けなければならない。

(郵便切手等の買受け及び販売)
第十五条 郵便切手等海外販売者は、郵便切手等を省令の定めるところにより郵政省から買い受け、省令の定める期間内は、定価に相当する価格で公平に販売しなければならない。この場合において、その定価に相当する価格は、郵政大臣の承認を受けた算定方法により算定したものでなければならぬ。

第九条に見出しとして「(販売等の業務の廃止)」を付し、同条を第十一条とする。

第八条に見出しとして「(相続人にに対する臨時の委託)」を付し、同条を第十条とする。

第七条に見出しとして「(販売手数料等)」を付し、同条を第九条とする。

第六条に見出しとして「(販売時間等)」を付し、同条を第八条とする。

第五条の三に見出しとして「(指示)」を付し、同条を第七条とする。

第五条の二に見出しとして「(郵便料金表の掲示)」を付し、同条を第六条とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

平成五年六月四日 衆議院会議録第三十一号 郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 精神保健法等の一部を改正する法律案及び同報告書

する。

(簡易郵便局法の一部改正)

2 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第五条の三」を「第七条」に、「第

5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

6 簡易郵便局法について所要の改正を行うこととする。

本案は、郵便切手等に対する海外における需要にこだえる等のため、所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成五年六月三日
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

1 郵政大臣は、郵便切手等を海外において販売するのに必要な資力、知識、経験及び信用を有する者のうちから郵便切手等海外販売者を選定し、その業務を委託することができる

こととすること。

2 郵便切手等海外販売者がその業務を行う事業所は、郵便切手等海外販売者ごとに郵政大臣の定める地域内に設けなければならないこととする。

3 郵便切手等海外販売者は、郵便切手等を郵政省から買い受け、定価に相当する価格で公平に販売しなければならないこととすること。

4 郵便切手等海外販売者が販売する郵便切手等の範囲を定めることその他所要の規定の整備を行うこととすること。

るとともに、郵便切手等の委託による海外販売の実施地域の拡大等を図ること。

一 手紙の持つ文化的意義及び教育的側面に着目し、今後とも文通活動の促進等手紙文化の普及、振興に努めること。

二 健全な郵便事業の運営を維持するため、積極的な営業活動による增收を図るとともに、情報機械化等の効率化を推進するなど、中・長期的な視野に立って郵便事業財政基盤を確立すること。

三 精神保健法等の一部を改正する法律案

第一項 精神保健法等の一部を改正する法律

〔精神保健法の一部改正〕

第一條 精神保健法(昭和二十五年法律第二百一十

三号)の一部を次のように改正する。

日次中「施設」を「施設及び事業」に、「第五章 医療及び保護(第二十条—第五十一条)」を「第五章 医療及び保護(第二十条—第五十一条) 第五章の二 精神障害者(社会復帰促進セントラル) 第五章の三 雜則(第五十一条の十二)」に改める。

第二條中「教育施設」の下に「並びに地域生活援助事業」を加える。

第三條の二の次に次の二条を加える。

第一条の二 (第五十二条の二—第五十二条の十一) に

この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

五 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

七 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

八 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

九 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十一 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十二 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十三 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十四 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十五 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十六 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十七 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十八 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

十九 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十一 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十二 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十三 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十四 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十五 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十六 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十七 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十八 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

二十九 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十一 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十二 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十三 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十四 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十五 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十六 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十七 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十八 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

三十九 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十一 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十二 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十三 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十四 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十五 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十六 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十七 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十八 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

四十九 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十一 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十二 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十三 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十四 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十五 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十六 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十七 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十八 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

五十九 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

六十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 今後とも、魅力ある郵便切手の発行に努め

ること。

(精神障害者等の社会復帰への配慮)

第二条の三 医療施設若しくは社会復帰施設の設置者又は地域生活援助事業を行う者は、そ

の施設を運営し、又はその事業を行うに当たりては、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るために努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者等の社会復帰の促進を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三条中「精神病者（中毒性精神病患者を含む。）」、「精神衰弱者及び精神病質者」を「精神病分裂病、中毒性精神病、精神衰弱、精神病質その他精神疾患を有する者」と改める。

〔第二章 施設〕を〔第二章 施設及び事業〕に改める。

第九条第一項中「次項及び次条」を「以下この章及び第五章の二」に改める。

第十条の二を次のように改める。

（精神障害者地域生活援助事業）

第十条の二 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進を図るために、精神障害者地域生活援

助事業（地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るために、社会福

祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（国又は都道府県の補助）

第十条の三 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 精神障害者地域生活援助事業に要する費用

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に對し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 都道府県が行う精神障害者地域生活援助事業に要する費用

三 前項の規定による補助に要した費用

第十四条第三項中「及び精神障害者」を「精神障害者」と改め、「従事する者」の下と「及び精神障害者の社会復帰の促進を図るために事業に従事する者」を加える。

第十一条の二を次のように改める。

（精神障害者地域生活援助事業）

第十一条の二 都道府県は、精神障害者の社会復

帰の促進を図るために、精神障害者地域生活援

助事業（地域において共同生活を営むのに支

障のない精神障害者につき、これらの者が共

同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神

障害者の社会復帰の促進を図るために、社会福

祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

第十一条中「保護義務者」を「保護者」と改め

る。

第二十二条の二 保護者は、第四十一条の規定による義務（第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。）を行つて当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長に對し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

第二十二条の三又は第二十九条の三又は第二十九条の三若しくは二に改め、「認めるもの」の十九条の三若しくは二に改め、「認める保護者等」を加え、「その者」を「これらの人」に改める。

第二十二条の四第一項中「保護義務者」を「保護者」と改める。

第二十二条の二を第二十二条の四とし、第二十二条の二を第二十二条の三とし、第二十二条の二に次の一条を加える。

第二十二条の二 保護者は、第二十二条の二に改め、「保護義務者」を「保護者」と改め、「左の」を「次の」と改め、「但し」を「ただし」と、「申立」を「申立て」と改め、同条第三項中「但書」を「だしおり」と改める。

第二十二条の二を第二十二条の三とし、第二十二条の二に次の二章を加える。

第三十八条の七第二項中「第二十二条の三第三項」を「第二十二条の四第三項」に改める。

第三十九条第一項中「左の」を「次の」と改め、「保護義務者」を「保護者」と改め

同項第六号中「保護義務者」を「保護者」と改め

第四十一条（見出しを含む。）中「保護義務者」を「保護者」と改める。

第四十二条第一項中「精神障害者」の下に「又は当該精神障害者と同居する保護者等」を加え

る。

第四十三条中「第二十七条又は」を「第二十七条若しくは」に、「第二十九条の三又は」を「第二十九条の三若しくは」に改め、「認めるもの」の十九条の三若しくは二に改め、「認める保護者等」を加え、「その者」を「これらの人」に改める。

第四十四条から第四十八条までを次のように改める。

第四十五条から第四十九条までを次のように改める。

第四十六条から第五十条までを次のように改める。

第四十七条から第五十一条までを次のように改める。

第四十八条から第五十二条までを次のように改める。

第四十九条中「保護義務者」を「保護者」と改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 精神障害者社会復帰促進セ

ンター

（指定等）

第五十五条の二 厚生大臣は、精神障害者の社

会復帰の促進を図るために訓練及び指導等に

関する研究開発を行うこと等により精神障害

者の社会復帰を促進することを目的として設立された法人第三十四条の法人であつて、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会

(四) 保護義務者の名称を「保護者」に改める。

と。

(五) 保護者は、退院する措置入院者の引取り

に係る義務を行うに当たり必要があるとき

は、当該精神病院の管理者等に対し、社会

復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援

助を求めることができるものとする。

(六) 保健所長は、入院措置の解除された精神

障害者と同居する保護者等について、必要

に応じ、精神保健に関する業務に従事する

職員等をして、訪問指導等をさせなければ

ならないものとすること。

(七) 仮入院の期間の限度を一週間とするこ

と。

(八) 精神病院その他法定施設以外の場所への

精神障害者の収容を禁止する規定を削除す

ること。

(九) 厚生大臣は、精神障害者の社会復帰の促

進を図るために訓練及び指導等に関する研

究開発等を行ふ民法法人を、全国を通じて

一個限り、精神障害者社会復帰促進セン

ターとして指定することができるものとす

ること。

(十) 都道府県が処理することとされている事

務等で政令で定めるものは、地方自治法の

指定都市においては、政令の定めるところ

により、指定都市が処理等するものとする

こと。

2 社会福祉事業法の一部改正

精神障害者地域生活援助事業を第一種社会

福祉事業とすること。

3 医療法の一部改正

医療法の業務の範囲に、精神障害者地域

生活援助事業の実施を加えること。

決した。

右報告する。

平成五年六月四日

厚生委員長 浦野 仁興

衆議院議長 横内 義雄殿

〔別紙〕

（小字及び は修正）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第一条中精神保健法の日

定都市の特例については、平成八年四月一

日から施行するものとすること。

第二条 この法律の施行に際し必要な経過措置を

定めるとともに、関係法律について所要の

改正を行ふものとすること。

第三条 第五章 医療及び保護（第二十

一条 第五十一条）を「第五章の三 雜則（第五十

一条の十一）」に改める部分に限る。及び第五章

の次に二章を加える改正規定（第五章の三に係

る部分に限る。）並びに附則第五条中地方自治法

（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条

の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正

規定は、平成八年四月一日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条の

規定による改正後の精神保健法（以下この条及び次条において

「新法」という。）の規定の施行の状況及び精神保健を取り巻く環

境の変化を踏まし、必要があると認めるときは、新法の規定に

ついて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に新法

による改正後の精神保健法第十条の二第一項に規定

する精神障害者地域生活援助事業を行ってい

る国及び都道府県以外の者について社会福祉事

業法第六十四条第一項の規定を適用する場合に

おいては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「精神保健法等の一部を改正する法律

平成五年法律第 号の施行の日から起算して三月」とする。

四 第三条 第五条の規定による改正前の診療放射線

技師法第九条第一項の規定により免許の取消処

分を受けた者（第五条の規定による改正前の同

法第四条第一号に該当するに至ったことにより

免許の取消処分を受けた者に限る。）について、

第五条の規定による改正後の同法（以下この条

において「新法」という。）第九条第四項の規定を

適用する場合には、当該取消処分を受けた者を新法第九条第二項の規定により免許の取

消処分を受けた者とみなす。

第五条 第九条の規定による改正前の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五条第六

項の規定により免許の取消処分を受けた者（旧法第

四条第一号に該当するに至ったことにより免許

の取消処分を受けた者に限る。）第九条第一項の

規定により免許の取消処分を受けた者（旧法第

四条第一号に該当するに至ったことにより免許

の取消処分を受けた者に限る。）により読み替えてなおその効力を有するも

のとされた旧法第九条第四項の規定を適用する

場合においては、当該免許の取消処分を受けた

者を第九条の規定による改正後の行政事務の簡

素合理化及び整理に関する法律附則第五条第六

項の規定により読み替えてなおその効力を有するも

のとされた旧法第九条第四項の規定を適用する

場合においては、当該免許の取消処分を受けた

者を第九条の規定による改正後の行政事務の簡

素合理化及び整理に関する法律附則第五条第六

項の規定により読み替えてなおその効力を有するも

のとされた旧法第九条第四項の規定を適用する

場合においては、当該免許の取消処分を受けた

者を第九条の規定による改正後の行政事務の簡

素合理化及び整理に関する法律附則第五条第六

有するものとされた旧法第九条第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

(地方自治法の一部改正)

[第五条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第一百五十二条の十九第一項第十一号の次に

次の二号を加える。

十一の二 精神保健に関する事務

別表第四第二号(イ)中「保護義務者」を「保護者」

に改める。

(優生保護法の一部改正)

[第六条 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「罹つてゐる」を「かかつてゐる」と、「保護義務者」を「保護者」に改める。

第十四条第一項中「指定医師」を「指定医師」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「癡疾患」を「らい疾患」、「罹つてゐる」を「かかつてゐる」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

[第七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十二号中「取り消すこと」を「取り消し、並びに同法の規定に基づき精神障害者社会復帰促進センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと」に改める。

〔別紙〕

精神保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、精神障害者のノーマライゼーションを

推進する見地から、次の事項につき、適切な措置を講ずるべきである。

一 精神障害者の定義については、国際的な疾病

分類に準拠したものであることを周知徹底するとともに引き続き検討を行うこと。

二 精神障害者を抱える保護者に対する支援体制を充実するとともに、今後とも公的後見人を含めて保護者制度の在り方について検討すること。

三 精神障害者の社会復帰を推進するため、社会復帰施設、地域生活援助事業、小規模作業所等に対する支援の充実を図ること。

四 精神保健におけるチーム医療を確立するため、精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討するとともに精神保健を担当職員の確保に努めること。

五 精神障害者に関する各種資格制限及び利用制限について今後とも引き続き検討すること。

六 社会保険診療報酬の改定に当たっては、精神障害者の社会復帰を促進するという観点や精神病院等の経営実態等を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じ、その経営の安定等が図られるよう努めること。

官 報 (号 外)

平成五年六月四日 衆議院会議録第三十一号

明治二十九年三月三十日可付

発行所
虎ノ門二十一番四号 東京都港区
大蔵省印刷局

電話
03 (3587) 4302

定価
配本 本号一部
送三円
料金一〇三円
別